

静岡県告示第783号

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第7条の3第1項第2号及び第6項の規定により、特定工程及び特定工程後の工程を次のように指定する。

なお、建築基準法に基づく特定工程及び特定工程後の工程の指定（平成25年静岡県告示第667号）は、平成28年9月30日限り廃止する。

平成28年8月5日

静岡県知事 川勝平太

1 中間検査を行う区域

静岡県の区域のうち、法第4条第1項又は第2項の規定により建築主事を置く市町の区域を除く区域

2 中間検査を行う建築物

一の建築物における新築、増築又は改築に係る部分が次のいずれかに該当するもの。ただし、法第85条の適用を受けるものは除く。

(1) 階数が3以上のもの

(2) 一戸建て住宅、長屋、共同住宅、寄宿舎、下宿若しくは建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第19条第1項に規定する児童福祉施設等（入所する者が使用する寝室を有するものに限る。）又はこれらとその他の用途を併用するもの。ただし、床面積の合計が60平方メートル以下の増築又は改築を除く。

3 中間検査を行う建築物の構造並びに特定工程及び特定工程後の工程

(1) 基礎工事に関する特定工程及び特定工程後の工程は以下のとおりとする。この場合において、対象となる建築物は、2(1)に掲げる建築物とする。

ア 基礎に鉄筋を配置する工事を特定工程とする。

イ 基礎に配置した鉄筋をコンクリートその他これに類するもので覆う工事を特定工程後の工程とする。

(2) 建方工事等に関する中間検査を行う建築物の構造並びに特定工程及び特定工程後の工程は次の表のとおりとする。

中間検査を行う建築物の構造	主要な構造が木造	主要な構造が鉄骨造	主要な構造が鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造	主要な構造がプレキャスト鉄筋コンクリート造	その他の構造
特定工程	屋根の小屋組工事及び構造耐力上主要な軸組の工事	鉄骨造の部分において、初めて施工する階の建方工事（一戸建て住宅については、屋根の小屋組工事及び構造耐力上主要な軸	2階の床（地上階の階数が1の場合は、屋根床版）及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事	2階の床版（地上階の階数が1の場合は、屋根床版）の取付工事	屋根工事

		組の工事)			
特定工程後の工程	構造耐力上主要な軸組を覆う内装工事及び外装工事（屋根ふき工事を除く。）	構造耐力上主要な部分の鉄骨を覆う耐火被覆を設ける工事、内装工事及び外装工事（屋根ふき工事を除く。）	2階の床（地上階の階数が1の場合は、屋根床版）及びこれを支持するはりに配置した鉄筋をコンクリートその他これに類するもので覆う工事	2階の床版（地上階の階数が1の場合は、屋根床版）と壁の相互を接合する部分を覆う工事	外装工事又は内装工事

備考 この表において主要な構造とは、1の構造の場合はその構造とし、2以上の構造を併用している場合はそれぞれの構造で区画された部分の床面積の合計のうちその床面積の合計が最大のものをいう。ただし、その最大のものが2以上となる場合は、初めて特定工程に係る工事を終えた部分の構造を主要な構造とみなす。

附 則

この告示は、平成28年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、施行日前に法第6条第1項又は第6条の2第1項の規定により確認の申請書が提出された建築物及び法第18条第2項の規定により通知する建築物については、なお従前の例による。